

令和6年度

東北農政局山形市庁舎電話交換機更新工事

特別仕様書

東北農政局

第1章 総則

東北農政局山形市庁舎電話交換機更新工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書（電）」という。）及び同「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「改修標準仕様書（電）」という。）並びに同「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書（機）」という。）及び同「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「改修標準仕様書（機）」という。）に基づいて実施する。

標準仕様書及び改修標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、東北農政局山形市庁舎の電話交換機及び電話機（以下「電話交換機等」という。）一式が経年劣化したので交換を行うものである。

2. 工事場所

山形県山形市松波 1 - 3 - 7

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

電話交換機更新工事

（1）撤去工事

既存電話交換機等の撤去及び処分

（2）据付工事

電話交換機、その他周辺機器、電話機器の搬入、据付及び試験調整

4. 施工期限

令和7年3月26日

5. 工事数量

別紙工事数量表のとおりである。

なお、既存機器はすべて OKI 社製品である。

6. 施工範囲

本工事の施工範囲は第2章3. 工事概要に示す設備の交換及び試運転調整までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 作業の制限

本工事は職員の業務に支障のないよう閉庁日（土曜、日曜、祝日）に行うものとし、別の日を振替休日とする。

通信切替作業の翌開庁日については、通信障害等の不測の事態に備え、速やかに対応できる体制を整えておくこと。

日程は監督職員と打ち合わせのうえ決定するものとする。

2. 工事期間

本工事の作業着手は速やかに行うものとし、その詳細について監督職員と打ち合わせるものとする。

3. 工事に用いる電力及び用水

本工事に必要な電力（作業場所の照明及びコンセント）及び用水（便所及び手洗い）は、庁舎の施設を無償で使用できるものとする。

第4章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 本工事場所は公道に隣接した建物内での工事であり、庁舎への来訪者等もあることから資材の搬出・搬入や発生材等搬出の出入りについて十分注意して施工するものとする。

(2) 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するものとする。

2. 関連機関との調整

本工事の施工に際しては、施設管理者及び関係者とのトラブルを生じないように、十分に連絡調整を行わなければならない。

また、工事に必要な通信事業者等への申請手続きは、すべて受注者が代行して行うものとする。

工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。届出手続を行うにあたっては、届け出内容について、あらかじめ監督職員へ報告すること。

関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資材及び労務等を提供すること。

第5章 工事に用いる材料

1. 見本又は資料提出

本工事に使用する工事に用いる材料は、使用前に試験成績書、品質証明書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

2. 規格及び品質

本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、改修標準仕様書及び設計図書による。

第6章 施工

1. 一般事項

(1) 本工事に当たっては、関係諸法令を遵守するものとする。

- (2) 施工に先立ち、工事工程表及びその補足として週間工程表を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (3) 施工に先立ち、作業日毎に入場作業員名簿及び庁舎敷地に駐車する車両番号と台数を、監督職員に提出するものとする。なお、極力減車に協力するものとする。
- (4) 作業実施に当たっては、必要な養生を行うものとする。また、庁舎内の作業終了後は、その都度清掃及び後片付けを行うものとする。
- (5) 工事施工に当たっては、庁舎施設・備品等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。なお、受注者の責により損傷を与えた場合は、速やかに復旧するものとする。
- (6) 本工事の施工上の収まり又は取り合い等の関係で、工法等を変更する必要がある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。
- (7) 公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行を優先し、通行に支障を及ぼさないよう受注者において事故防止に努めなければならない。
また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、受注者の責により当該道路に損傷を与えた場合は、速やかに関係者と協議の上、受注者の責任により復旧するものとする。
- (8) 工事用車両による公共道路の路面汚濁の防止及び、路面清掃等の維持管理を行うものとする。
- (9) 工事車両の庁舎敷地内資材搬入出時等の走行に当たっては、職員及び来訪者との交通事故の防止に努めなければならない。
- (10) 工事施工に当たり、職員が通常業務を行っているため、騒音、振動、粉塵等の対策について十分に配慮し、職員等との協調を図り、工事の円滑な進捗と事故防止に努めなければならない。
- (11) 作業完了後は完成届を提出すること。また、作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、併せて1部提出すること。
- (12) 発注者は(11)の完成届の提出を受理した日から14日以内に検査を行うものとし、受注者はこの検査に合格した後、支払請求書により請求を行うものとする。なお、発注者は受注者に対して、支払請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

2. 建設資材廃棄物等の搬出

工事施工に伴う建設資材廃棄物は、関係法令に従い適切に搬出処理するものとする。

3. 現場発生材

(1) 現場発生材の保管

本工事において発生する有価撤去材については、発注者が別途売り払いを予定しているため、別途監督職員の指示する場所へ整然と仮置きするものとする。なお、搬出後に改修標準仕様書（電）1章9節及び改修標準仕様書（機）5章1節に基づき、数量、重量及び写真等を記録したうえ、工事現場発生材報告書を監督職員へ報告及び引き渡しを行うものとする。

4. 施工内容

(1) 既存電話交換機等撤去

①電話交換機等

電話交換機や電話機等は、撤去する。

②配線等

配線等は、撤去せず更新機器を接続するものとする。

(2) 更新電話交換機等設置

①電話交換機

電話交換機は、別途指示する位置に設置し、当該端子盤と接続する。

②電話機

電話機は、別添指示する位置に設置し、既存配線と接続する。

5. 機器の試験調整等

機器の試験調整については、機器の仕様書及び説明書等に基づき実施するものとし、結果については監督職員に通知すること。

第7章 工事現場管理

1. 主任技術者の資格

主任技術者の資格は、電気通信工事施工管理技士もしくは同等の能力を有するものとする。なお、「同等の能力」とは建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者とし、同号に規定する許可を受けようとする建設業とは、「電気通信工事」とする。

2. 施工管理及び品質管理

施工管理及び品質管理は、標準仕様書（電）1章3節及び改修標準仕様書（電）1章3節並びに標準仕様書（機）1章3節及び改修標準仕様書（機）1章3節によるものとする。

第8章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 施工上の収まり又は取り合い等の関係で工法等に変更が生じた場合
2. 撤去等の状況により細部改修内容に変更が生じた場合

3. 建設資材廃棄物等の搬出場所及び数量等に変更が生じた場合
(受注者の責によらない)
4. 交通誘導警備員Bを配置する必要が生じた場合
5. 工事数量の精査により変更が生じた場合
6. 設計変更に必要な調査、設計、図面作成、数量算出を監督職員が指示した場合
7. 第三者との協議により変更が生じた場合
8. その他発注者及び受注者協議の上、必要と認めた場合

第9章 その他

1. 電子納品

工事完成図書は、標準仕様書（電）1章7節及び改修標準仕様書（電）1章11節に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成時の提出図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部
- ・工事完成時の提出図書 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 配置予定監理技術者等の選任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。

第10章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

令和6年度 東北農政局山形市庁舎電話交換機更新工事				
工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	備 考
1) 電話交換機等更新（既設機器撤去）				
電話交換機主装置	OKI製EX300	式	1	バッテリー等含む
多機能電話機	OKI製マルチキーテレホンR MKT/R-300DKPF及びMKT/R-300DK	台	76	雑材料等含む
一般電話機	OKI製パロルC2	台	13	うち2台は災害時優先 雑材料等含む
コードレス電話機	OKI製UM7588	台	1	雑材料等含む
※電話線等配線は既存のものを撤去せず使用することで考えている				
発生材積込		式	1	
発生材運搬		式	1	
発生材処分	金属プラスチック混在	式	1	
2) 電話交換機等更新（設置）				
電話交換機主装置	局線実装 16回線以上 内線実装(多機能電話)80回線以上 (うち2台は停電対応型) 内線実装(一般電話)16回線以上 停電時バッテリー保守 3時間保守以上対応	式	1	消耗雑材料込
多機能電話機	(うち2台は停電対応型) 30キー	台	61	消耗雑材料込
一般電話機		台	5	消耗雑材料込
コードレス電話機	8キー	台	1	消耗雑材料込
交換機主装置設置及び設定		式	1	
電話機設置及び設定		台	67	
試験調整費		式	1	
諸経費		式	1	
現場雑費		式	1	